平成２０年（フ）第９５１号
静岡市葵区与一１丁目１番11号　フォーロ・デル・コート102号
破産者　佐藤　竜二
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９５２号
静岡市葵区与一１丁目１番11号　フォーロ・デル・コート102号
破産者　佐藤　敬代
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１号
静岡市葵区牧ヶ谷2091番地の２　プログレス203号、旧住所静岡市葵区堤町914番地の218
破産者　八木かなゑ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２号
沖縄県那覇市三原１丁目29番２―201号　南潮マンション
破産者　金城　雅彦
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第１７号
茨城県守谷市けやき台３丁目27番地11、破産手続開始決定時の住所茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2808番地の４
破産者　大久保隆一郎
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
栃木県那須郡那須町大字伊王野1390番地
破産者　薄井　　清
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第４７号
栃木県那須塩原市鍋掛1087番地1189　八千穂ハイツ105号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市鍋掛1087番地1101
破産者　入澤　啓夫
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第６７号
栃木県佐野市高萩町507番地
破産者　大森　茂男
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第６９号
群馬県館林市楠町3825番地の１、前住所栃木県佐野市犬伏中町2264番地１
破産者　大森　研二
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第６１１号
神奈川県相模原市上矢部２丁目６番２号
破産者　三國　　仁
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第３６０号
石川県能美市大成町ロ25―１岡元豊方、住民票上の住所石川県小松市小寺町乙125番地13
破産者　中西　藤夫
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１号
金沢市矢木１丁目50番地１
破産者　堀端　正美
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
石川県白山市美川中町イ54番地４
破産者　齊藤　貞明
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２３１号
三重県鈴鹿市三日市町1030番地、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市野辺２丁目８番36―２号
破産者　小谷　耕作
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１１６８号
福岡市早良区田隈３丁目６番20号
破産者　後藤　和彦
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３８３号
福岡市西区石丸４丁目４番31―303号
破産者　村山　冬樹
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３２５２号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番６号、開始決定時の住所福岡市東区香住ヶ丘５丁目３番21号
破産者　野辺　一郎
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８４号
長崎県長崎市石神町14番50号
破産者　荒木　正司
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係